

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、当該各号に定めるところによる)

員の職務の能率的な遂行を確保し、もつて県の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

◆規則 鳥取県宿舎管理規則

目 次

規則

鳥取県宿舎管理規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第二十四号

鳥取県宿舎管理規則

(目的)

第一条 この規則は、宿舎の適正かつ効率的な管理を図ることにより、職

- 二 宿舎 職員及び主としてその者の収入により生計を維持している者を居住させるため、県が設置した居住用の家屋又は家屋の部分（事務所、駐在所等と一体をなしている居住用の家屋又は家屋の部分を除く。）及びこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。
- 三 公舎 職員の職務の遂行上必要な宿舎をいい、特定公舎及び一般公舎に区分する。
- 四 職員住宅 職員の福利の増進上必要な宿舎をいい、一般職員住宅及び自身寮に区分する。

(宿舎の所属)

- 三条 宿舎は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる部局に所属するものとする。
- 一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職

- 員を居住させるためのもの 総務部
- 二 県立学校の職員並びに教育委員会及びその管理に属する機関の職員を居住させるためのもの 教育委員会事務局
- 三 県警察の職員を居住させるためのもの 警察本部
- (事務の総括)
- 第四条 総務部長は、宿舎の設置及び管理の適正を期すため、これらに関する事務を統一し、必要な調整をするものとする。
- (入居資格)
- 第五条 宿舎に入居できる者は、次の各号に掲げる宿舎の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。
- 一 特定公舎 知事、副知事及び出納長
- 二 一般公舎 次に掲げる者
- イ 本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務又はこれと類似の性質を有する勤務に従事するためその勤務する公署に近接する場所に居住しなければならない者
- ロ 社会福祉施設に勤務する者であつて、通常の勤務時間外において、援護、育成又は更生を要する者に対する保護その他の業務に従事するため当該施設に近接する場所に居住しなければならないもの
- ハ 試験研究施設に勤務する者であつて、継続的に行うこと必要とする試験研究に直接従事するため当該施設に近接する場所に居住しなければならないもの
- ニ 管理又は監督の地位にある者であつて、職責遂行のためその勤務
- する公署に近接する場所に居住しなければならないもの 三 一般職員住宅 前二号に掲げる職員以外の者であつて、次のいずれにも該当するもの及び単身で赴任するもののうち第七条第三項第三号に該当するもの
- イ 同居する配偶者（婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は主としてその者の収入により生計を維持している者のある者
- ロ 住宅に困窮している者
- 四 独身寮 独身の者で住宅に困窮しているもの
- (一般公舎の入居者の決定)
- 第六条 転任、配置換、勤務する公署の移転その他これらに類する事由により一般公舎に入居を希望する者は、一般公舎入居申込書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申込書の提出があつたときは、速やかに入居する必要がある職員のうちから職務の性質及び責任の度合並びに住宅の事情を勘案して入居者を決定するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により入居者を決定したときは、その者に宿舎入居決定書（様式第二号）を交付するものとする。
- (職員住宅の入居者の決定)
- 第七条 知事は、新たに職員を入れるべき職員住宅があるときは、その旨を職員に周知させるものとする。
- 3 知事は、入居の申込みをした者が入居させるべき職員住宅の戸数を超える場合においては、抽選により入居者を決定するものとする。ただし、

- 次の各号のいずれかに該当する者については、その者を優先的に入居者として決定することができるものとする。
- 1 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮している者
  - 2 他の世帯と同居している者であつて、住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成の関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にあるもの
  - 3 転任、配置換、勤務する公署の移転その他これらに類する事由によりその勤務する公署から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされた者
  - 4 前条第三項の規定は、前項の規定により入居者を決定した場合に準用する。
  - 5 知事は、第三項の規定により入居者を決定する場合において、補欠として必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。
- (入居期限)
- 第八条 第六条第三項(前条第四項において準用する場合を含む。)の規定により宿舎入居決定書の交付を受けた者は、当該決定書に記載された入居指定日から十日以内に宿舎に入居しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、知事の承認を受けて、当該入居期限後に入居することができる。
- (入居前の現況確認)
- 第九条 知事は、職員を宿舎に入居させようとするときは、所属職員に入居させようとする職員を立ち合せ、当該宿舎の現況を確認させるものとする。
- 2 前項の規定により宿舎の現況を確認した所属職員は、知事が別に定めることにより確認書を作成しなければならない。
- (入居届)

第十条 職員は、宿舎に入居したときは、速やかに宿舎入居届(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(貸付料)

第十二条 宿舎の貸付料は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却費、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、当該宿舎の経過年数、立地条件その他の事情を考慮して、宿舎ごとに知事が決定する。

2 月の中途において宿舎に入居し、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の貸付料は、日割により計算した額とする。

3 宿舎に入居した者(以下「入居者」という。)は、毎月分の貸付料を翌月十日までに県に納付しなければならない。

4 入居者は、前項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかつたときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年八・二五パーセントの割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて、知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(費用負担)

第十二条 入居者は、宿舎の使用に関し、次に掲げる費用を負担しなければならない。ただし、天災、時の経過その他の入居者の責めに帰することのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合において、知事がその修繕又は改装をする必要があると認めるときの当該修繕又は改装に要する費用については、この限りでない。

- 一 電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びにこれらに係る設備の整備料

易な修繕に要する費用

二 汚物及びごみの処理に要する費用

三 障子及びふすまの張替え、畳表の裏返し及び取替え、窓ガラスのはめ替え並びに建具の修繕に要する費用

四 宿舍内外の清掃に要する費用

五 高架水槽、受水槽、汚水処理槽その他の共同附帯施設の維持及び管理に要する費用

六 前各号に掲げる費用のほか、入居者が通常負担すべき費用

(保管義務)

第十三条 入居者は、その入居している宿舎について善良な注意を払い、これを正常な状態において使用しなければならない。

2 入居者は、その入居している宿舎の全部又は一部を第三者に貸し付け、又は居住の用以外の用に供してはならない。

(増築等の禁止)

第十四条 入居者は、その入居している宿舎について増築、改築、模様替えその他の工事を行つてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 入居者は、前項ただし書の規定により知事の承認を受けようとときは、宿舎増改築等承認申請書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項ただし書の承認をしたときは、その旨を入居者に通知するものとする。

(同居の承認)

第十五条 入居者は、その入居している宿舎に配偶者及び主としてその者

の収入により生計を維持している者以外の者を同居させようとするときは、宿舎同居承認申請書(様式第六号)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を入居者に通知するものとする。

(滅失の届出等)

第十六条 入居者は、その入居している宿舎が滅失し、又は損傷したときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 入居者は、その責めに帰すべき事由により宿舎を滅失し、又は損傷したときは、知事の指示に従い、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(明渡しの請求)

第十七条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、宿舎の明渡しを請求することができる。

一 不正の行為によつて宿舎に入居したとき。

二 貸付料を三ヶ月分以上滞納しているとき。

三 第十三第二項又は第十四第一項の規定に違反したとき。

四 第二十条の規定による指示に違反したとき。

(明渡し等)

第十八条 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居者(その者が第二号の規定に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時においてその者と同居していた者。以下同じ。)は、その該当することとなつた日から起算して三十日以内に当該宿舎を明け渡さなければならぬ。ただし、第一号から第三号までの規定に該当する

場合で、やむを得ない理由があるときは、知事の承認を受けて、知事が

指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができます。

一 職員でなくなつたとき。

二 死亡したとき。

三 転任、配置換、勤務する公署の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなつたとき。

四 県において当該宿舎を廃止する必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

五 前条各号のいずれかに該当し、その明渡しを請求されたとき。

2 入居者は、前項ただし書の規定により知事の承認を受けようとするときは、宿舎明渡し猶予申請書（様式第七号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項ただし書の承認をしたときは、その旨を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、第一項の明渡期限までに宿舎を明け渡さなかつたときは、

当該明渡期限の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、

当該宿舎の当該期間に応する貸付料の三倍に相当する額とする。  
(退去及び検査)

第十九条 入居者は、宿舎を明け渡すときは、明渡しをしようとする日の七日前までに宿舎退去届（様式第八号）を知事に提出しなければならない。

2 入居者は、宿舎を明け渡すときは、当該宿舎を原状に回復し、知事の指定する職員の検査を受けなければならない。

（報告及び指示）

第二十条 知事は、宿舎の管理上必要と認めるときは、入居者に対しても必要な措置を指示し、又はその使用状況を報告させることができる。

（宿舎管理簿）

第二十一条 知事は、宿舎管理簿（様式第九号）を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならぬ。

（雑則）

第二十二条 宿舎に関する事務取扱いについては、この規則及び他の法令に定めるものを除くほか、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和三九年四月鳥取県規則第二十七号）（第十四条から第十六条（第二十一条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）を除く。）の定めるところによる。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、昭和五十七年五月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 第十一条の規定は、昭和五十七年五月分以降の宿舎の貸付料及び当該貸付料に係る違約金について適用し、同年四月分以前の宿舎の貸付料及び当該貸付料に係る遅延利息については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に鳥取県公有財産事務取扱規則その他の規定（以下「財産規則等の規定」という。）による承認その他の処分を受けて宿舎に入居している者は、この規則の相当規定により入居している者とみなす。

4 この規則の施行前に、財産規則等の規定による承認その他の処分を受

昭和57年3月31日 水曜日

鳥取県公報

けて宿舎について行った増築、改築、模様替えその他の工事は、第十四条第一項ただし書の規定による承認を受けて行った増築、改築、模様替えその他の工事とみなす。

5 この規則の施行の際に財産規則等の規定による承認その他の処分を受けた宿舎に配偶者又は主として入居者の収入により生計を維持している者以外の者を同居させてくる者は、この規則の施行の日以降引き続き当該者を同居させる間、当該者の同居について第十五条第一項の規定による承認を受けたものとみなす。

6 前三項に規定するもののほか、この規則の施行前に財産規則等の規定によつてはされた処分、手続その他の行為は、この規則中これらに相当する規定があるときは、この規則の規定によつてはされた処分、手続その他の行為とみなす。

## 様式第1号（第6条関係）

## 一般公舎入居申込書

一般公舎に入居したいので、鳥取県宿舎管理規則第6条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

年 月 日

申込者 職氏名  
所屬名  
住 所

④

入居を必要とする  
理由

入居を希望する一般公舎の所在地  
入居希望年月日 年 月 日  
(番号)

入居 統 柄	氏 名	年齢	職 業(勤務先)	備 考

## 所屬長の意見

年 月 日 所屬長職氏名

④

## 様式第2号（第6条、第7条関係）

CO

鳥取県公報 第35号(外) 水曜日 3月31日 昭和57年3月

## 宿舎入居決定書

氏名殿

年月日 申込みのあつた宿舎の入居について  
は、鳥取県宿舎管理規則の規定により、次のとおり入居を決定しました。

年月日

職氏名

印

宿舎の区分	入居を必要とする理由	入居を希望する職員住宅の区分	所 在 地
所在地			年月日 (番号)
入居指定日			年月日 (番号)
賃付料	月額 円。ただし、月分は、円とする。		年月日 (番号)
備考			年月日 (番号)

## 様式第3号（第7条関係）

## 職員住宅入居申込書

職員住宅に入居したいので、鳥取県宿舎管理規則第7条第2項の規定により、次のとおり申し込みます。

年月日

申込者 職氏名  
④ 所属名 住所

入居希望年月日	統柄	氏名	年齢	職業(勤務先)	月収

昭和57年3月31日 水曜日

鳥取県公報

現 住 居 の 状 況		
① 住宅の種別	ア 1戸建木造住宅 エ 木造アパート	イ 長屋 ウ 耐火構造アパート オ その他( )
② 所有関係	ア 自宅 オ その他( )	イ 借家 ウ 間借り エ 下宿
③ 部屋数等	ア 部屋数( 室) カ 延べ面積( m <sup>2</sup> )	イ 収容数( 壊) ウ
④ 借家(間借り)料	月	円
⑤ 家主の氏名及び住所		
所属長の意見		
年 月 日	届出者	所属名
年 月 日	職氏名	(印)

宿舎の区分					
所 在 地	(番号)				
入居指定日	年	月	日		
入居年月日	年	月	日		
現住居の位置図					
入居家族の状況	統 柄	氏 名	年齢	職 業(勤務先)	備 考

## 様式第5号(第14条関係)

## 宿舎増改築等承認申請書

職 氏 名 殿

宿舎について、増改築等の工事を行いたいので、鳥取県宿舎管理規則第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 所属名  
職氏名

㊞

宿舎の区分					
所 在 地	(番号 )				
増改築等の区分	増築・改築・模様替え・その他( )				
増改築等の工事を必要とする理由					
増改築等の工事の概要					
増改築等の工事に要する経費の見積額					
関 係 図 面	別添のとおり。				

## 様式第6号(第15条関係)

## 宿舎同居承認申請書

職 氏 名 殿

宿舎に同居させたいので、鳥取県宿舎管理規則第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 所属名  
職氏名

㊞

宿舎の区分					
所 在 地	(番号 )				
同居させようとする者	続柄	姓	名	年齢	職業(勤務先)
同居を必要とする理由					
同居を希望する期間	年	月	日から	年	月
					日まで

様式第7号(第18条関係)

## 宿舎明渡し猶予申請書

職 氏名 殿

宿舎の明渡しを猶予していただきたいので、鳥取県宿舎管理規則第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 所属名  
職氏名 (印)

宿舎の区分	宿舎明渡し猶予申請書		
所 在 地	職 氏名 殿		
明渡し事由	宿舎を明け渡しますので、鳥取県宿舎管理規則第19条第1項の規定により、次のとおり届けます。		
明渡し事由の発生年月日	年	月	日
明渡し期限	年	月	日 (上記の日から30日以内)
明渡しの猶予を希望する期間	年	月	日から 年 月 日まで
明渡しの猶予を必要とする理由			
所属長の意見	年	月	日
	所屬長職氏名	(印)	

様式第8号(第19条関係)

## 宿 舎 退 去 届

職 氏名 殿

宿舎を明け渡しますので、鳥取県宿舎管理規則第19条第1項の規定により、次のとおり届けます。

年 月 日

届出者 所属名  
職氏名 (印)

宿舎の区分	宿 舎 退 去 届		
所 在 地	職 氏名 殿		
明渡し事由	宿舎を明け渡しますので、鳥取県宿舎管理規則第19条第1項の規定により、次のとおり届けます。		
明渡し事由の発生年月日	年	月	日
明渡し月	年	月	日
明渡し年月日	年	月	日
明渡し予定期	年	月	日
備考			

## 様式第9号(第21条関係)

## その1 宿舎管理簿

(表)

(裏)

## 附近図

## 配置図

昭和57年3月31日曜水曜

11

宿舎の区分		所管部局	
所在 地	分掌	敷地面積	取得金額
県有	元所有者	取得年月日	
借上	借上料	借上年月日	借上期間
所 有 者			
建築年月日		構造	
建築面積		延面積	
附屬建物		間取り	
取 得 金 額			
借上年月日		借上期間	
借上料			
所 有 者			
年月日		修繕等管理の内容	費用

貸付料 (月額) 改定状況	備考	年月日 年月日 年月日 年月日 年月日			
		年月日	年月日	年月日	年月日

乙〇二

人 居 の 状 況